

大阪市告示第948号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月4日

大阪市長 横山英幸

1 担当

大阪市西淀川区役所 地域支援課

〒555-8501

大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所4階

電話 6478-9893

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

- ・大阪市立西淀川区民ホール

大阪市西淀川区御幣島3-13-3

- ・大阪市立西淀川区民会館

大阪市西淀川区大和田2-5-7

(2) 募集施設

上記2(1)について指定管理者を募集する。

(3) 業務の範囲

ア 施設運営業務

イ 施設管理業務

(4) 管理の基準

ア 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむをえない事由があるとき又は区役所附設会館（以下「会館」という。）の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、もしくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行っていただきます。なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）を遵守すること。

(5) 指定を行おうとする期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和13年 3 月31日（月）まで

3 申請資格

指定管理者指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

ア 条例第18条の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第165号）第167条の 4 の規定に基づく欠格事項に該当していないこと。

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（2）連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。

エ 連合体として上記（1）の要件を満たすこと。

オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

4 申請手続きに関する事項

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

（1）募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布期間及び方法

令和 7 年 8 月 12 日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで、また、大阪市西淀川区役所ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 現地見学会等

ア 日時 令和 7 年 7 月 11 日（金）

イ 場所 大阪市立西淀川区民ホール及び大阪市立西淀川区民会館

(4) 質問にかかる受付期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時まで

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 28 日（金）に大阪市西淀川区ホームページにて掲載予定です。

(5) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を必ず持参すること。送付、FAX、E-mail による提出は受け付けない。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

① 指定管理者指定申請書

② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

③ 指定申請にかかる誓約書

④ 法人等の概要

⑤ 役員の名簿

⑥ 役員の履歴書

⑦ 類似する施設等の運営実績

- ⑧ 定款・寄附行為、その他これらに類する書類
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支計画書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 直近３年度分
- ⑮ 本市の法人市民税の納税証明書 直近３年度分
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細 経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 印鑑証明書
- ㉒ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間及び受付時間

令和７年８月４日（月）から令和７年８月１２日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前９時から午後５時まで。

５ 申請上の注意事項

- （１） 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- （２） 申請書類の提出は、１法人等又は１連合体につき１案限りとします。
- （３） 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- （４） 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- （５） 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪

市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

(6) 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。

(7) 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

(8) 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

(西淀川区役所地域支援課)